栃木県さくら市喜連川字大沼6406番2 畑　41㎡		
栃木県さくら市喜連川字行人塚930番1 雑種地　11㎡	手塚字三郎 栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川4294番地	
栃木県足利市小俣町字吉田637番7 田　3.30㎡	長福院 栃木県足利市小俣町391番地	現況：水路
栃木県足利市大前町字東田647番2 田　26㎡	土屋　儀平 栃木県足利郡山前村大前	現況：足利市所管道路
栃木県佐野市植下町字若宮町419番 畑　317㎡	福原全太郎 栃木県佐野市大字植野687番地	耕作目的で貸付中
栃木県佐野市多田町字前川原561番13 畑　799㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路
千葉県館山市宮城字東浜183番1 畑　740㎡	加藤　省三 住所不詳	一部耕作目的で貸付中
千葉県館山市北条字白山下1520番 田　337㎡	氏名不詳 住所不詳	耕作目的で貸付中
千葉県富津市梨沢字欠ノ下2064番 田　39㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：池沼
千葉県館山市亀ケ原字川間940番1 畑　155㎡	亀ケ原区有地 千葉県館山市亀ケ原300番地	現況：堤防敷地
千葉県木更津市下郡字国和田690番4 田　466㎡	善場　正志 千葉県君津郡富岡村下郡569番地	現況：堤防敷地
千葉県館山市那古字下入会849番3 畑　171㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県館山市那古字下入会849番11 畑　135㎡		
千葉県香取郡東庄町笹川い字粟堀5420番7 畑　381㎡	多田庄兵衛 千葉県香取郡笹川町須賀山2132番地	
千葉県館山市香字石塚200番1 田　51㎡	金剛寺 千葉県館山市香256番地	現況：一部館山市所管道路
千葉県館山市香字石塚200番2 田　49㎡		
千葉県富津市富津字相ノ番出口東724番 田　185㎡	長秀寺 千葉県君津郡富津町富津169番地	
千葉県館山市那古字芝崎1057番 畑　606㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県館山市北条字浜田1370番1 田　22㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：館山市所管道路
千葉県勝浦市興津字中村2526番 畑　135㎡	妙覚寺 千葉県勝浦市興津1195番地1	耕作目的で貸付中
千葉県山武郡芝山町小池字井戸作161番2 原野　354㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県市川市原木2295番2 畑　19㎡	石井　香 千葉県東葛飾郡行徳町原木11番地	
静岡県富士宮市ひばりが丘396番 畑　33㎡	池谷佐一郎 静岡県富士宮市大宮1224番地	現況：富士宮市道
静岡県伊東市玖須美元和田字長ミヨ715番215 公衆用道路 52㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：伊東市道
静岡県伊東市玖須美元和田字茶野729番45 畑　171㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：伊東市道
静岡県伊東市玖須美元和田字茶野729番50 畑　58㎡		
静岡県伊東市玖須美元和田字茶野729番54 畑　41㎡		
静岡県伊東市玖須美元和田字茶野729番55 畑　103㎡		
静岡県伊東市玖須美元和田字茶野729番73 山林　257㎡		
静岡県磐田市見付字護世寺4198番19 畑　72㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路
静岡県磐田市見付字護世寺4198番20 畑　62㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成30年3月29日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県長岡市西片貝町字下杓子ケ窪707番 畑　138㎡ （買取時：新潟県古志郡栖吉村大字西片貝字下杓子ケ窪707番　畑　1畝12歩）	武樋　義治 新潟県古志郡栖吉村大字西片貝	一部公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成30年3月29日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岐阜県中津川市駒場字大岩1664番9 畑　198㎡ （買収時：岐阜県恵那郡中津町駒場字大岩1664番9 畑　3畝8歩）	酒井　公雄 岐阜県恵那郡中津町中津川2046番地の1	現況：山林 測量・境界確定未了
岐阜県美濃市字新林3929番14 畑　1,338㎡ （買収時：不詳）	氏名不詳 住所不詳	耕作目的で貸付中 測量・境界確定未了